

## ケーブルテレビをめぐる諸課題（案）

### 1 全般

- (1) 2010年代（2015年）におけるケーブルテレビのあるべき姿・役割の検討
- ・2010年代（2015年）において、デジタル化したケーブルテレビが、他業界との競争の中でその特長を活かして、どのようなサービスを提供し、ビジネスモデルを構築できるのか、どのような役割を果たすのかを明確化すべき。

### 2 映像配信サービス関連

#### (1) 地上デジタル放送の再送信への対応

- ・ケーブルテレビの地上デジタル放送対応を着実に遂行すべき。
- ・地上デジタル放送を受信できない条件不利地域等において、ケーブルテレビが貢献できるような方策を検討すべき。
- ・少数チャンネル地域においてケーブルテレビの果たすべき役割について検討すべき。

#### (2) 放送新サービス（CSデジタルハイビジョン放送や、BSデジタル放送の新チャンネル、サーバー型放送等）の再送信への対応

- ・放送新サービスを提供する他事業者との協力関係の構築を前提として、新サービスの提供を進めるべき。
- ・アナログ放送停波後の空き帯域の有効利用の観点から多チャンネル化を推進すべき。

#### (3) ケーブルテレビのコミュニティチャンネルの充実

- ・地域情報発信メディアであるコミュニティチャンネルについて、データ放送の導入、広域連携等による広告媒体としての価値向上等を通じて、その強化を図るべき。
- ・パブリックアクセスチャンネルの普及など、地域密着型情報のさらなる充実策を検討すべき。
- ・ケーブルテレビの自主放送に関しては、有テレ法において放送法が準用され、番組準則、番組基準等の義務が定められているところであるが、昨今のケーブルテレビの普及や位置づけの変化に対応して、放送としての公共的な役割がさらに十分に果たせるよう、業界としての取組みを進めていくべき。

#### (4) IPマルチキャスト放送（IPTV）と従来型ケーブルテレビとのイコールフットingの確保

- ・ I Pマルチキャスト放送についても、従来型のケーブルテレビと同様、著作権法上有線放送として扱われるよう整理していくべき。
- ・ I P映像サービスの標準化作業が行われる際に、ケーブルテレビ業界として積極的に参加し、H F Cにおける I P映像サービスの提供や、S T B機能の他メディアとの共用などを図るべき。

### **3 インターネット等のサービス関連**

#### **(1) ケーブルテレビのインターネットサービスのさらなる高速化（超高速化）**

- ・ ケーブルテレビのインターネットサービスの高速化に向け、H F Cの高速化技術の実用化や、N G N活用の検討、F T T Hや無線などを組み合わせた合理的なネットワーク構築手法の検討を行うべき。
- ・ 設備の高度化に関する目標・ロードマップの設定や、高度化のためのさらなる政策支援を検討すべき。

#### **(2) プライマリー I P電話サービスの提供促進**

- ・ プライマリー I P電話サービスの提供は他業界との競争上不可欠であり、中小事業者にも配慮した、ケーブルテレビ業界としての取組みを促進すべき。

#### **(3) S T Bの共通プラットフォーム化**

- ・ 宅内情報化サービス実現に向けた環境整備の観点から、ホームネットワークの中核設備としてのS T Bの高度化や、柔軟なサービス提供等を図るための次世代S T B技術の共通プラットフォーム化を推進すべき。
- ・ ケーブルテレビと宅内ネットワーク（P L C、c . L i n k、H o m e P N A、無線L A Nなど）を組み合わせた効果的なシステム開発やサービス提供を実現すべき。
- ・ 新しいサービスを速やかに展開するためにも、柔軟に対応可能なS T Bや、業界共用C A Sの導入を図るべき。

#### **(4) 「地域情報化」サービスなど地域に役立つサービスの提供**

- ・ 電子自治体の推進、地域産業の活性化、防災・防犯などの安全・安心サービス、遠隔教育・遠隔医療サービスの提供など、ケーブルテレビの公共利用の推進を図るべき。
- ・ 地域情報を扱うコミュニティF Mとケーブルテレビとの連携を図れるようにしていくべき。

#### **(5) 企業や自治体への回線貸し、SOHOサービスなどのB to Bサービスの導入**

- ・ 個人向けサービスに加え、法人向けサービスの提供による収益構造の強化を図るべき。

## 4 横断的課題

### (1) 技術面の課題

#### ア) ケーブルテレビのインターネットサービスのさらなる高速化（超高速化）

（再掲）

#### イ) F T T Hによるケーブルテレビの国際標準化

- ・ F T T Hは技術面・サービス面で日本が国際的にも先行しており、国際標準化を通じて国産技術の世界展開を図るべき。

#### ウ) ケーブルテレビにおける無線システムの有効活用

- ・ 効率的なネットワーク構築や新サービスへの対応を図るため、移動体通信との融合サービスの実現や、ギャップフィルラーやW i M A Xなどの無線システムの活用を検討すべき。

#### エ) ケーブルテレビ設備の製造を行う国内メーカーの技術力の維持

- ・ ケーブルテレビの高度化に資する研究開発の抜本的強化を図るべき。
- ・ 国内メーカーの技術力を維持するため、収益の確保策（例えば海外市場への参入サポートなど）を検討すべき。

### (2) 制度面の課題

#### ア) ケーブルテレビ事業者がより弾力的事業展開を行えるような環境の整備

- ・ 許認可手続の簡素化や、技術基準を条件規定から機能的規定に改正すること等により、事業者が弾力的に事業展開を図れるような環境整備を検討すべき。

#### イ) 有テレ法と役務法の規定内容の整合

- ・ 有線テレビジョン放送法と電気通信役務利用放送法の規定内容の整合性（義務再送信制度・裁定制度の有無、業務区域の考え方の相違）について検討すべき。

#### ウ) V O D等の映像伝送サービスのコンテンツ規律のあり方

- ・ V O Dサービスの中でも、番組スケジュールに基づいて配信内容が決定される方式のものは、そのサービスの形態上、同時刻の視聴者が常に同一の映像を見ることとなり、現行の「放送」と同様の「社会的影響力」を持つものが現れることも想定されるため、将来的には、こうしたV O Dにも視聴者保護等の観点からの規律を設けることの必要性の有無を検討すべき。

### (3) 振興面の課題

#### ア) 映像配信市場における公正な競争環境の確保

- ・ N T TのN G Nのインターフェース条件の検討にケーブルテレビ業界として関与する等により、映像配信市場における公正な競争環境の確保に努めるべき。

**イ) 情報格差の是正・条件不利地域への普及**

- ・地上デジタル放送の難視聴地域解消や、ブロードバンド環境の提供手段として、ケーブルテレビの条件不利地域への普及策を推進すべき。
- ・国民のメディアリテラシー向上の観点から、ケーブルテレビにおけるパブリックアクセスチャンネルを普及することを検討すべき。

**(4) その他**

**ア) 事業規模の拡大・アライアンスの推進**

- ・ヘッドエンド共有にとどまらない事業者間連携の推進について検討すべき。
- ・他事業者とのアライアンスによるMVNOやFMCサービスの提供や、コンテンツ供給事業者との連携強化などを検討すべき。

**イ) 違法チューナー問題への対策推進**

- ・不法に放送番組を受信する違法チューナー問題に対しては、関係業界共同による対策を引き続き講じていくべき。

**ウ) 個人情報保護のための取組みの強化**

- ・ケーブルテレビにおける個人情報漏洩事案が発生していることに鑑み、その保護のための取組みを強化していくべき。

**エ) ケーブルテレビ関連データ収集の充実化**

- ・ケーブルテレビについては政策立案や事業戦略立案に資するデータが不足しているため、その充実を図るべき。